

当院の治療内容について

保険治療

各種保険を適用し適応範囲内で治療いたします。

保険が適応されるのは急性疾患（骨折・脱臼・捻挫・打撲・挫傷（肉離れ））によるものですが、捻挫や挫傷（肉離れ）などは日頃、日常生活の些細な動作や運動により筋肉や関節は痛めてしまうものです。例えば環状靭帯は首の関節の捻挫が筋肉の肉離れ、筋違いや肉離れになりますし、ぎっくり腰も腰の関節の捻挫が筋肉の肉離れが多いです。

運動後による筋肉痛なども筋肉の緊張の負荷により筋肉の線維が損傷して軽い肉離れを起こします。普段の生活の中でもわずかな損傷が原因でそれをかばって張りや凝りにつながり、気づかないことがありますので、特に痛みや痺れなど原因がわからない場合でもお気軽にご相談ください。問診や検査にて保険適応かどうかこちらで判断させていただきます、治療方針を決めさせていただきます。

交通事故治療

交通事故に遭った、起こした場合には必ずご自分が加入している保険会社の担当者に指示を仰いで行動して頂き、ケガをされている場合には医療機関で医師の診断書を発行して警察署に提出し、人身事故として認めていただければ自賠責保険の適応になります。ちなみにその場合には交通事故治療の自己負担は0円になります。

当院では、むち打ち症による症状の早期改善、回復を目的に超音波治療器や電気治療器を用いて手当て治療にて全力でサポートを行っています。また保険会社の担当の方との対応も治療が終わる最後まで診させていただきますのでご安心ください。

むち打ち症とは、首がむちのようになって痛みを誘発する頸部外傷の局所症状の総称です。むち打ち症の分類には頸椎捻挫型（靭帯損傷）、神経根症状型（神経症状を伴う）外傷性頸部症候群（不定愁訴を伴う）があり、だいたい70%を占めているのは頸椎捻挫型と言われています。

労働災害治療

勤務中または通勤中にお怪我をされた場合には、事業所側に届け出を行い労働災害と承認し労働基準監督署に報告していただければ、労災保険の適応となります。

労働災害とは労働者の業務上の負傷、疾病、身体障害に対して災害補償を行う制度です。労働災害による保険適応された場合には健康保険は適応外となります。

またこちらへ来られる際には所定の用紙に必要事項を記入の上、当院までお持ちください。わからないことやご不明な点があればお気軽にご相談をお受けいたします。この場合にも労災治療の自己負担は0円となりますが、交通事故とは違ってお見舞金などによるものは一切出ませんのでお間違いないようにしてください。

自費治療（保険外治療）

当院では保険治療以外の自費治療として、鍼灸治療、手技治療（カイロプラクティックやオステオパシー、筋腱調整法）などを提供しております。

保険治療による物理的な治療では変化に乏しく修復や改善の見通しがつかない症状である場合はいくつかの治療技術を屈指して治療（施術）を行います。

- ①筋走行の偏りや捻れなどにより損傷している箇所を整復する手技技術など
- ②鍼灸治療による圧痛点や経絡要点などを用いた鍼灸技術
- ③根本的に原因究明に関与している身体の骨格バランスの調整を用いた手技技術

あらゆる技術（テクニック）を介して早期修復、改善、回復、予防を見出して、インフォームドコンセント（説明と同意、治療の意向、指導）に乗っ取って患者様に適した治療を行っていきます。治療により身体に対する刺激量の負荷は人それぞれ違うため、後で身体が重くだるくなったり、症状が強くなったりする場合がありますが、それは自然治癒力が働いていることによる好転反応の状態であるため、その反応が落ち着くまでは安静、療養に専念してください。（反応が強い場合やご不安な時にはご連絡ください。）